

池田町の水を清く守る審議会議事細則

(審議会の開催)

第1条 審議会の開催は、町長の求めに応じて会長が決定する。

2 審議会の開催は、開催場所と日時を定めて通知する。

(調査審議)

第2条 審議会においては、池田町の水を清く守る条例（平成13年条例第8号。以下「条例」という。）に基づく事務を処理するほか、本町の水資源の保全に関する重要な事項について調査審議する権限を有する。

(専門委員の任命)

第3条 審議会は、必要がある場合には、専門知識を有する者を専門委員として任命し、その意見を聞くことができる。

2 専門委員は、審議会における議決に加わることはできない。

(議事進行)

第4条 議事は、議長たる会長が総理する。

2 議長の指示に従わない者は、会長の権限により退席を命ずることができる。

3 第5条第2項の傍聴者及び第5条第3項の意見陳述者についても、前項の規定を適用する。

(公開の手續)

第5条 審議会は、条例の定める場合に加え、必要があると認める場合には、審議会の公開により開催することができる。

2 公開で行われる審議会において、傍聴を希望する者は、自由に傍聴することができる。この場合において、傍聴者は議長の指示に従わなければならない。

3 公開で行われる審議会において、意見陳述をしようとする者は、審議会の開催の前日までに、振興開発課にその旨を登録しなければならない。

4 議長は、前項の登録を行っていない者についても、必要と認める場合には、意見陳述を認めることができる。

5 第3項及び前項の場合において、意見陳述が認められる時間等は議長が定める。

(議事録の署名)

第6条 議長は、審議会の委員を2名指名し、議事録に署名させなければならない。

附 則

この細則は、制定の日から施行する。